

公的年金保険への加入と種別

1 理解し伝えるべき項目

- (1) 日本の公的年金保険制度は「**国民皆年金**」であり、働き方にかかわらず、日本に住む 20 歳以上 60 歳未満の者は、国民年金に強制加入する仕組みである。公的年金保険制度は、この全国民の支え合いによって、全ての加入者の**老齢・障害・死亡のリスク**に対する保障を行っている。
- (2) 働き方や暮らし方によって、**国民年金の被保険者には 3 つの種別**が設けられており、一生のうちで、複数の種別を行き来する人も少なくない。**被保険者の種別によって、保険料負担のあり方と給付のあり方が異なる。**
- (4) **自営業者などの第 1 号被保険者**は、**定額の保険料**を納付し、将来、月約 65,000 円の**老齢基礎年金（定額の給付）**を受給する。ただし、所得が低かったり一時的に収入の途がなかったりする人向けに、全額免除を含む**所得に応じた段階的な免除制度や納付猶予制度**などが設けられている。
- (5) **会社員などの第 2 号被保険者**は、**厚生年金保険にも加入し、定率の保険料**を納付することで、老齢基礎年金に加えて、**納付した保険料額に応じた老齢厚生年金**を受給することができる。（別途国民年金保険料を納める必要はない。）
- (6) **第 2 号被保険者に扶養されている配偶者**であり所得が低い（ない）**第 3 号被保険者**には、保険料納付義務はなく、厚生年金保険制度全体でその負担がまかなわれており、**老齢基礎年金（定額の給付）**を受給することができる。
- (7) 60 歳までの間に保険料を十分納められなかった方などを対象に、国民年金に任意加入できる仕組みもあり、給付の充実のための一定の配慮がなされている。
- (8) 社会保険方式をとる諸国では、非就業者である学生や専業主婦を被保険者とする日本はめずらしく、他国は通常、就業者のみを対象としている。

2 伝える際のポイント

- (i) 日本の公的年金保険は、強制加入の仕組みにより「国民皆年金」を実現し、全ての加入者の**老齢・障害・死亡のリスク**に対する保障を行っている

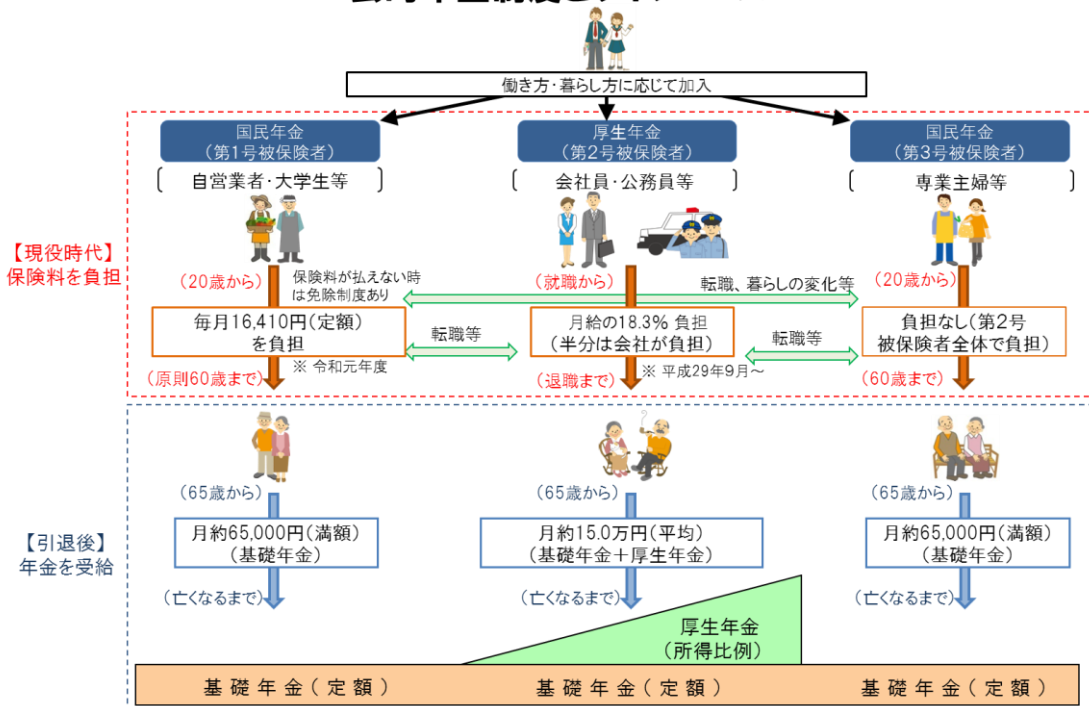
国民皆年金の我が国では、20歳以上60歳未満の全ての国民は、国民年金**第1号被保険者**、**第2号被保険者**又は**第3号被保険者**のどれかとなる。近年は、**働き方の変化などに応じて、複数の種別を行き来する人も少なくない。**

(例)

- ・ 大学生や専門学校生等の働いていない独身の者は、20歳を迎えると国民年金第1号被保険者となる。20歳の誕生日に、日本年金機構から年金手帳が郵送されてきた記憶がある方も多だろう。**第1号被保険者の保険料は定額で月額約17,000円程度であるが、学生の間は申請により納付を猶予することもできる(学生納付特例)。**
- ・ 大学等を卒業して**会社へ入社すると、厚生年金保険の加入者となり、国民年金第2号被保険者となる。**厚生年金保険の保険料は**給料に定率18.3%をかけた額であり、会社側と半分ずつ負担(労使折半)**する。労働者本人の負担分は給料から天引きされる。別途国民年金保険料を納める必要はない。
- ・ 会社員として勤めている途中、例えば同僚との結婚を機に仕事を辞めた場合、**第2号被保険者である配偶者の被扶養者として、第3号被保険者となる。**第3号被保険者は、保険料の納付義務がない。(被扶養者である期間は国民年金の保険料を納付した期間とされ、その負担は厚生年金保険制度全体によりまかなわれる。)

公的年金制度とライフコース

出典:厚生労働省



第1号被保険者は、定額の国民年金保険料を納付する。

第2号被保険者及び第3号被保険者には国民年金保険料の納付義務はないが、**第2号被保険者である厚生年金被保険者は、厚生年金保険の保険料(定率)を納付し、その中に国民年金の保険料負担分も含まれている。**

一方、年金給付については、被保険者区分にかかわらず、**受給資格期間等の支給要件を満たせば、全ての者が老齢基礎年金等の1階部分の給付を受給できる。**さらに、**第2号被保険者は、1階部分の給付に加えて、2階部分の老齢厚生年金も受給できる**ことから、給付はより手厚くなる。この**老齢厚生年金の額は納めた保険料に比例するため、現役時代に報酬が高く、納めた保険料が多かった者ほど給付額も多くなる。**

このように、年金制度においては、働き方の態様に応じて、保険料負担や給付のあり方を工夫しつつ、収入がない者も含めて全ての国民を国民年金の被保険者とすることにより、全ての者が、老齢や障害、死亡によって貧困に陥るリスクをカバーする仕組みが備えられている。

公的年金の給付の種類

公的年金には、老齢給付以外にも、障害給付や遺族給付があり、所得の喪失、または、減退に対して給付を行う仕組みとなっていて、高齢者に限らず受給することができる。

	基礎年金	厚生年金
老齢	老齢基礎年金 保険料を納めた期間などに応じた額	老齢厚生年金 保険料を納付した期間や賃金※ ¹ に応じた額
障害	障害基礎年金 障害等級※ ² に応じた額 (子がいる場合には加算あり)	障害厚生年金 賃金※ ¹ や加入期間、障害等級※ ² に応じた額
遺族	遺族基礎年金 老齢基礎年金の満額に子の数に応じて加算した額	遺族厚生年金 なくなった方の老齢厚生年金の3/4の額

※¹ 賃金とは、正確には「平均標準報酬額」といい、厚生年金への加入期間中の給与と賞与(ボーナス)の平均額のことをいう。

※² 障害等級は、基礎年金と厚生年金で共通。障害厚生年金(2級以上)受給者は、同時に障害基礎年金を受給できる。

出典: 公的年金保険研究会

(ii) 任意加入により、保険料を十分納めなかった方も、年金額を増やしたり、受給権を得たりするチャンスがある

国民年金制度は、20歳以上60歳未満の全ての者が加入する仕組みであ

16 公的年金保険への加入と種別

るが、例えば、保険料免除を受けたり、あるいは過去に未納期間を有したりするなどして、老齢基礎年金の受給権を有しない者、または年金額が満額に満たない者については、**60歳から65歳までの間、任意加入により保険料を納付することにより、年金額を増やすことができる。**

また、**65歳以降も老齢基礎年金の受給権を有しない者**（昭和40年4月1日までに生まれた者に限る）は、**70歳まで任意加入**し、10年の受給資格期間を満たすまで保険料を納付することにより、その時点から老齢基礎年金を受給することができる。

さらに、**70歳以降においても老齢基礎年金の受給権を有しない者は、厚生年金保険の適用事業所で働き、厚生年金保険の被保険者となって保険料を納付することにより、新たに受給権を得るチャンスがある。**

海外に住んでいる日本人（20～65歳）も、国民年金制度に任意加入することができる。

このように、公的年金保険制度は、全ての国民を被保険者とし、保険料の納付実績に応じた給付を行うという保険原理を基本としながらも、事情により保険料納付実績が足りず、受給権や十分な年金額を得られなかった者に対しても、一定の配慮措置が設けられている。

3 振り返り

- | |
|---|
| <p>(1) 国民皆年金という制度は、国民にとってどのような利益があるか。</p> <p>(2) 各被保険者区分ごとに、保険料の負担方法のあり方や給付のあり方はどのように異なるか。</p> <p>(3) 任意加入とは、どのような者が、どのような目的で行うものか。</p> |
|---|